

8月から白岡市国民健康保険の 被保険者証が新しくなります

国民健康保険に加入しているかたがお持ちの被保険者証の有効期限は7月31日(金)です。新しい被保険者証は7月上旬に特定記録で世帯主宛てに郵送しますので、ご確認ください。

なお、古い被保険者証は有効期限が過ぎてから、ご自身で破棄するか、保険年金課に返却してください。

※国民健康保険税の滞納がある場合は、別途通知を送付し、保険年金課で相談を受け付けます。相談日は、7月31日(金)(土・日曜日、祝日を除く。)までです。

被保険者証と高齢受給者証の一体化を行いました

70歳から74歳までのかたは被保険者証と高齢受給者証を別々に交付していましたが、今年度から一体化を行い、被保険者証一枚で高齢受給者証を兼ねる様式「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」となりました。

国民健康保険の脱退及び加入の手続きについて

次のような場合は届出が必要です。

●社会保険等に加入しているのに国民健康保険被保険者証が届いたとき

社会保険と国民健康保険に二重加入することになります。このままでは、社会保険料と国民健康保険税を重複して納付することになってしまいます。

脱退の手続きをすると、国民健康保険税が再計算されます。

また、社会保険等の資格があるかたが国民健康保険の被保険者証で受診した場合の医療費等は、後日、市から本人に返還請求する場合があります。



●会社等を退職して、どの健康保険にも加入していないとき

原則14日以内に国民健康保険の加入の手続きが必要です。手続きが遅れた場合、加入の日は、社会保険等の資格を喪失した日に遡ります。

また、国民健康保険税も遡って賦課されるため、手続きが遅れてしまうと、納付回数が減り、一度に納付する金額が大きくなってしまいますので、お早めに加入の手続きをお願いします。

なお、被保険者証がないと、その間にかかった医療費は全額自己負担となります。国民健康保険の加入手続きをした後に、申請により保険給付分が国民健康保険から支給されます。

《今まで勤務していた会社等の健康保険を任意継続している場合は、国民健康保険の加入手続きは不要です。》

国民健康保険

「限度額適用・標準負担額減額認定証」「限度額適用認定証」更新のご案内

現在交付を受けている認定証の有効期限は、7月31日(金)です。自動更新ではありませんので、8月以降も引き続き認定証が必要なかたは、更新の手続きをしてください。

更新手続きの受付は、今月から始まります。また、認定証は8月以降の交付となります。

*世帯に住民税の申告が未申告のかたがいると、認定証が発行できない場合があります。非課税所得のかたや税制度上の扶養に入っているかたであっても限度額認定を受ける場合は申告をしてください。

*納期の到来している国民健康保険税に未納がある場合は、認定証の交付を受けることができません。

○医療費が高額になるとき

医療機関等での窓口支払いが高額となった場合、申請に

より自己負担限度額を超えた分が戻される「高額療養費制度」があります。

また、窓口で被保険者証(保険証)と認定証を提示することで、1か月間の窓口での支払額が自己負担限度額までになります。

*医療機関(入院・外来別)、薬局等それぞれでの取り扱いとなります。

同月に複数受診がある場合は、高額療養費の申請が必要となることがあります。

*保険外負担分(差額ベッド代等)や入院時の食事代は対象外です。

問合せ

保険年金課国民健康保険担当 内線 142 ~ 144